

第1章 プログラムの策定にあたって

1 プログラム策定の趣旨

建設産業は、社会資本の整備や維持管理等の担い手であると同時に、これらの整備等を通じて地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時には、最前線で応急復旧作業を行うなど、「地域の守り手」として安全・安心な地域づくりにも重要な役割を担っています。

しかしながら、本県の公共投資をはじめとする建設投資額は長期的な減少傾向をたどり、近年は下げ止まりの兆しを見せているものの、平成30年度にはピーク時の約5割の水準となっています。

今後の見通しについても、防災・減災、国土強靱化の取組が推進される一方で、少子高齢化による社会保障関係経費の増加や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、建設産業を取り巻く経営環境は、未だ予断を許さない状況にあるといえます。

また、労働力人口の減少が進行する中で、建設産業においても担い手不足が顕在化し、60歳以上の就業者が全体の1/4を占めるなど、他産業と比べても高齢化が著しい状況にあり、さらに、全産業的な人材確保競争の激化などにより、将来にわたる社会資本の整備・維持管理だけでなく、災害対応等を通じた地域の維持にも支障を及ぼすことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、県では、「建設産業再生支援アクションプログラム」（平成18年3月策定：平成27年3月最終改訂）及び同プログラムをリニューアルした「魅力あふれる建設産業づくりアクションプログラム」（平成30年3月策定）に基づき、建設産業が地域社会に貢献する魅力あふれる産業へ発展していくことを目指して、県内建設業者が、厳しい経営環境に対応し得るよう経営力の強化に努めるとともに、若者や女性の入職促進による将来の担い手の確保・育成などに取り組んできたところで

一方で、平成30年4月に働き方改革関連法が施行され、令和元年6月には建設業における「働き方改革の促進」「生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保・災害時の緊急対応の充実強化」を目的として、新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）が成立・公布されており、「働き方改革」による長時間労働の是正やICT等を活用した「生産性の向上」がクローズアップされるなど、建設産業を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このため、これまでのプログラムの目標を承継しながらも、建設産業が「人材への投資」を柱に成長し、若者にとって将来の夢や希望が持てる、新しい時代に選ばれる魅力あふれる産業となることを目指して、目標の実現に向けた今後の基本的な取組の方向性を示すとともに、官民が一体となって働き方改革等の処遇改善やICT等の活用による生産性の向上に重点的に取り組むなど、関係機関と一体となって各種施策を推進していくこととしました。

2 プログラムの改訂

県では、「建設産業再生支援アクションプログラム」を平成18年3月に策定しました。その後、平成21年3月、平成24年3月及び平成27年3月の3度の改訂及び平成30年3月に同プログラムをリニューアルした「魅力あふれる建設産業づくりアクションプログラム」の策定を経て各種施策を推進してきましたが、今般、目標年度である令和2年度を迎えたことから、アンケート等により県内建設業者及び関係団体の現状や課題、意見を把握するとともに、建設産業を取り巻く環境の変化及び国の動向等も踏まえ、「魅力あふれる建設産業づくり」に必要な更なる施策展開を図るべく、プログラムの改訂を行いました。

3 プログラムの期間

昨今の社会経済状況等の変化に的確に対応するため、期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とし、「魅力あふれる建設産業づくり」に必要な取組を実施していくこととします。

なお、社会経済状況等に急激な変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

4 プログラムの対象

本プログラムは、建設業許可を有する建設業者のみならず、広く建設業を営む者や調査、設計などの業務を担う建設関連業も視野に入れ建設産業全体を対象とします。

※本プログラムにおける用語の定義

- ・建設産業・・・日本標準産業分類における建設業（大分類）及び土木建築サービス業（小分類）
- ・建設業者・・・上記を業として営む者